平成２１年（フ）第２７１号
北海道苫小牧市字沼ノ端919番地の93
債務者　宇部　礼子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２７６号
北海道苫小牧市汐見町３丁目９番７号　稲津コーポ８号１階
債務者　渡辺　久司
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２７８号
北海道苫小牧市見山町１丁目５番23号　かんな荘
債務者　大沼　邦雄
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第５３７号
青森県むつ市仲町21番３号　メゾン樹里207
債務者　碇谷　康輔
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５３号
青森県上北郡七戸町字二ツ森家ノ表97番地
二ツ森団地２－１号
債務者　清川　トセ
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
岩手県一関市地主町６番７号
債務者　松本　百樹
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１６８号
岩手県一関市東五代10番11号　リヨン105
債務者　佐藤由紀子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１７３号
岩手県一関市花泉町涌津字山中31番地34
債務者　佐々木大志
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第９１７号
兵庫県尼崎市下坂部３丁目16番12―403号
債務者　柏木　玲子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９４６号
兵庫県尼崎市浜田町４丁目48番地の２　サンハイツホリウチ201号、前住所兵庫県尼崎市武庫元町２丁目８番４号　高寺文化203号
債務者　藤本　雄二
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１２２号
山口県宇部市大字東須恵2341番地10
債務者　布野あさ子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２５６号
青森県平川市館山前田９番地２
債務者　工藤　尚子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２６３号
青森県弘前市大字坂本町12番地１　山内住宅３号
債務者　長内眞知子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２７５号
青森県弘前市大字薬師堂字舘ノ平11番地１
債務者　齋藤由紀美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２７７号
青森県黒石市大字牡丹平字福民西58番地１
債務者　泉　　克子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２８５号
青森県南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃54番地
債務者　成田登美子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２８８号
青森県弘前市大字松原東２丁目３番地３
債務者　工藤　　勉
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
青森地方裁判所弘前支部